

24辰第683号  
平成24年5月31日

辰野町長 矢ヶ崎 克彦 様  
辰野町議会議長 矢ヶ崎 紀男 様

辰野町監査委員 小野 眞一  
辰野町監査委員 篠平 良平

## 平成24年度随時監査報告書

### 第1 監査概要

#### (1) 監査委員が実施した監査の範囲

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1. 監査の実施日   | 平成24年5月28日    |
| 2. 監査の実施場所  | 監査室           |
| 3. 監査の対象事務名 | 緊急雇用創出事業      |
| 4. 予算科目     | 都市公園除間伐事業委託料  |
| 5. 出席を求めた職員 | 副町長・担当課長・担当職員 |

#### (2) 監査の手続き

去る5月25日議会全員協議会において、町より平成21年度緊急雇用創出事業における県補助金の不適正な事務処理の事実が報告された。その事実関係について地方自治法第199条第5項により監査した。

関係諸帳簿、証拠書類の突合を行い、担当職員から経過説明及び事情聴取を実施し、実態の解明とその再発防止策の徹底と提言を行った。

### 第2 監査の結果

#### (1) 事業の顛末

- 平成21年度経済状況の悪化を背景とした、雇用失業者の支援のために県に造成された基金を補助金とする緊急雇用創出事業（失業者の採用・新規雇用者の公開による求人が必要条件）に、辰野町では12事業を申請し、内1件が「都市公園除間伐事業」であった。
- 当該補助事業については、計画が20年度、実施が21年度と年度が別れていた。21年4月担当者が異動で代ったが、事業の要綱にある要件は事務引継書に記載も無く、口頭による説明もなかったため、委託業者に対しても事業の必要要件を告げることなく、発注し、委託業者は公募実態のないまま事業は完了した。

- 3 22年3月、県へ実績を報告の際、事業実施担当者は補助事業取りまとめ担当者に報告書の募集方法の欄の記載方法を聞いたが、補助事業取りまとめ担当者は、当然に実施段階で補助の条件である公募を行っているものと考えて「ハローワークへの求人申込」と記載するよう進言した。事業実施担当者はそのとおり報告書を作成し提出した。
- 4 24年3月、県により当該補助事業の調査が行われ、事業実施の要件である「失業者の採用・新規雇用者の公開による求人」の事項が満たされていない事が指摘され、その後聞き取り調査を重ねた結果、当該補助金の返還命令が下された。
- 5 町では当該事業に関わる補助金の実施要綱義務違反の事実経過とその原因並びに責任の所在について、町顧問弁護士に調査を依頼し報告を受けた。

## (2) 事業の原因

- ① 当該事業においては要綱・要件の引継ぎが前担当者から無く、双方の担当者が思い込みにより、事実を承知また確認することなく、漫然と事務を行っていたこと。
- ② 事業が担当者任せになり、担当課長等もその事業を掌握しておらず、その職責を十分果たしていなかったこと。

## (3) 再発防止策

- ① 主要事業(特に補助事業)に対しては担当・副担当制をとる。
- ② 補助事業の要綱、要領等に沿った執行ができているかのチェック体制を確立する。チェックシートの作成。
- ③ 人事異動に伴う「引継書」の確認体制を強化する。

## 第3 監査意見

今回の不適正な事務処理が発生した原因は、事務の引継ぎが適切に行われていなかったことである。このことは定期監査においても再三にわたり適正な引継ぎを求めていたところであるが、今回このように町民の信頼を著しく失墜してしまった事は遺憾である。

再発防止のため引継書においては様式を定め、担当者・副担当者・管理職等が的確に引継ぎ内容を共有できるものとする必要がある。特に仕掛けについては、欠落の無いように注意願いたい。また、再発防止策については、早急の取組と具体的方法の作成が必要である。なお、今回の事案では無かったことであるが、補助事業などの進捗中に事業内容に不適合が認められた場合は、包み隠すことなく速やかに、内容を補助金交付者である国・県等に相談されたい。

職員においては、自ら担当する業務を責任をもって遂行するため、常に法令及び実務等を精査し、職務に取組まれる事を強く要望する。